

重 要 事 項 説 明 書

【（介護予防）福祉用具貸与事業所】

あなたに対する（介護予防）福祉用具貸与のサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	兵庫県高齢者生活協同組合
所在地	神戸市長田区大橋町9丁目4－6
法人種別	消費生活協同組合法人
代表者名	阿江 善 春
電話番号	078－646－3771

当事業所が介護保険法に基づき県知事から指定を受けている事業所

（居宅介護支援事業所 5事業所）

- 高齢者生協ケアステーションながた
- 高齢者生協ケアステーションひらの
- 高齢者生協ケアステーション六甲
- 高齢者生協ケアステーションたからづか
- 高齢者生協ケアステーションひだまり

（訪問介護サービス事業所 5事業所）

- 高齢者生協ケアステーションながた
- 高齢者生協ケアステーションひらの
- 高齢者生協ケアステーション六甲
- 高齢者生協ケアステーションたからづか
- 高齢者生協ケアステーションひだまり

（指定介護予防支援事業所 1事業所）

- 高齢者生協兵庫平野あんしんすこやかセンター

（福祉用具貸与事業所 1事業所）

- 高齢者生協こうべ

2. ご利用事業所

名 称	高齢者生協こうべ
指定番号	2870501026
所在地	神戸市兵庫区下三条町8－20
電話番号	078－512－3737
通常の事業の実施地域	兵庫県下

3. 事業の目的運営方針

介護保険法及び、契約に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身状況や 希望、介護環境等を考慮して、福祉用具の貸与を行うことを目的とする。

事業の提供にあたっては、居宅支援事業所、関係市区、地域の保健・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制

管 理 者	齊藤 和幸	福祉用具専門相談員・介護職員初任者研修・兼務
専門相談員	妹尾 洋	介護支援専門員・介護福祉士
	横田 知子	福祉用具専門相談員・訪問介護員2級・建築士2級
	猪塚 千絵	福祉用具専門相談員

5. 営業時間

営 業 日 月曜日から金曜日（祝日も含む）
但し、12月31日から1月3日までの期間は除きます。

営業時間 午前9時から午後6時まで
電話により、24時間常時連絡が可能です。

6. サービスの内容

- （1）（介護予防）福祉用具貸与は、要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。
- （2）事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行います。
- （3）事業者は、本契約期間中、次の福祉用具を貸与します。
① 車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具
⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助杖 ⑪老人徘徊感知器
⑫移動用リフト ⑬自動排泄処理装置

7. 利用料金

- （1）指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕を提供した場合の利用料の額は、別添契約書によるものとし、当該指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- （2）尚、契約の起算日が月の15日以前の場合は月額的全額を、16日以降の場合は月額の2分の1を請求させていただきます。
- （3）解約の場合は、解約日が月の15日以前の場合は月額の2分の1を、16日以降の場合は月額的全額を請求させていただきます。
- （4）契約日と解約日が月内に行なわれた場合には、月額的全額を請求させていただきます。

8. キャンセル料

- （1）利用者が福祉用具の全部又は一部の利用を中止する場合には、1週間前までに事業者へ連絡を頂ければ解約できます。
- （2）但し、利用者が入院等、契約を継続することができない特別な事情が生じた場合には、通知日をもって解約することができます。
- （3）家事又は介護サービスを提供するために必要不可欠な品物については利用者に準備して頂きます。

9. 高齢者虐待防止について

当組合は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- （1）研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や技術向上に努めます
- （2）専門機関に相談するなど適切な支援の実施に努めます
- （3）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます

10. 職員の禁止行為

職員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
 - ② 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

1 1. 利用者及び家族の禁止行為

利用者及びその家族に対し次の行為を禁止します

- ① 職員への金銭又は物品などの謝礼
② 故意による暴言、暴力並びにハラスメント行為。飲酒強要。その他迷惑行為
③ 身体及び財物の損傷、または損壊

1 2. プライバシーの保護

当組合は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当組合がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、
・サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。
・このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印いただくことになります。

1 3. 損害賠償について

当組合が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当組合は金銭等により賠償をいたします。

当組合は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

- 加入保険名 賠償責任保険(あいおい損害保険株式会社)
○ 保険の内容 対人・対物事故、管理財産、人権侵害、経済的損失
○ 補償限度額 対人(1名) 1億円 対物(1事故) 1億円

1 4. 苦情申立窓口

- 当事業所の苦情相談窓口
担 当 者 齊藤 和幸
連 絡 先 078-512-3737
受付時間 午前9時～午後6時 (夜間・休日などの緊急連絡先) 078-512-3737
- 兵庫県高齢者生活協同組合の苦情相談窓口
担 当 者 中井 崇
連 絡 先 078-646-3771
受付時間 午前9時～午後6時
- 介護保険の苦情や相談に関しては、他に下記の相談窓口があります。
(介護保険サービスの苦情について)
兵庫県国民健康保険団体連合会 連絡先 078-322-5617
受付時間 月～金曜日(祝日および12/29～1/3を除く)
8時45分～17時15分
(介護保険全般に関するお問い合わせ)
神戸市福祉局監査指導部 連絡先 078-322-6326
受付時間 月～金曜日(祝日および12/29～1/3を除く)
午前8時45分～12時
午後1時～5時30分
(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて)
神戸市生活情報センター 連絡先 078-371-1221
受付時間 月～金曜日(祝日および12/29～1/3を除く)
9時00分～17時00分

(高齢者虐待について)
養介護施設従事者等による高齢者

虐待通報専用電話(監査指導部内) 連絡先 078-322-6774
受付時間 月～金曜日(祝日および12/29～1/3を除く)
午前8時45分～12時
午後1時～5時30分

1 5. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

○利用者の主治医 医療機関名
所在地
電話番号

令和 5年 7月 日

福祉用具貸与のサービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行ないました。

事業者 所在地 神戸市長田区大橋町9丁目4-6
名 称 兵庫県高齢者生活協同組合
代表者 理事長 阿江 善 春
説明者 事業所 高齢者生協こうべ
氏 名 妹尾 洋 ㊟

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者
住所 神戸市長田区
氏名 _____ ㊟
上記代理人(代理人を選定した場合)
住所 _____
氏名 _____ ㊟